はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号。以下「省令」という。）別表第二の第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）	一二
生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一九号及び第二一号に掲げるものを除く。）	
金属加工機械製造設備	九
その他の設備	一二
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）	七
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	
光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	六
プリント配線基板製造設備	六
フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	五
その他の設備	八
電気機械器具製造業用設備	七
情報通信機械器具製造業用設備	八
輸送用機械器具製造業用設備	九
その他の製造業用設備	九
農業用設備	七
林業用設備	五
漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	五
水産養殖業用設備	五
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
石油又は天然ガス鉱業用設備	三
坑井設備	六
掘さく設備	一二
その他の設備	
その他の設備	六

総合工事業用設備	六
電気業用設備	
電気業用水力発電設備	二二
その他の水力発電設備	二〇
汽力発電設備	一五
内燃力又はガスタービン発電設備	一五
送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
需要者用計器	一五
柱上変圧器	一八
その他の設備	二二
鉄道又は軌道業用変電設備	一五
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
ガス業用設備	
製造用設備	一〇
供給用設備	
鋳鉄製導管	二二
鋳鉄製導管以外の導管	一三
需要者用計量器	一三
その他の設備	一五
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
熱供給業用設備	一七
水道業用設備	一八
通信業用設備	九
放送業用設備	六
映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
鉄道業用設備	
自動改札装置	五
その他の設備	一二
道路貨物運送業用設備	一二